

国立・国定公園の公園区域及び公園計画の変更等に関する パブリック・コメントの実施結果について

1 概要

8月25日から9月25日までの間、今回の変更に対する国民の皆様からのご意見を募集した結果について、概要を取りまとめたので公表します。また、中央環境審議会自然環境部会においてもこれらの結果を報告します。

なお、国定公園に対するパブリック・コメントについては、管理を担う関係県とともに回答を作成しました。

2 変更案等に対する国民からの意見募集の結果

(意見提出数)

・封書によるもの	3通
・ファックスによるもの	0通
・電子メールによるもの	2通
合 計	5通

(整理した意見総数)

・今回の変更案に係るもの	7件
・その他の意見等	1件
合 計	8件

(ご意見と対応方針)

各公園ごとに資料1～5のとおり

3 今後の予定

平成17年12月	中央環境審議会に変更案を諮問
平成17年12月	中央環境審議会より答申
平成18年12月～3月	中央環境審議会の答申を踏まえ、変更内容を官報告示

添付資料

- 資料1 吉野熊野国立公園の公園計画の変更に関するパブリック・コメントの実施結果
- 資料2 山陰海岸国立公園の公園区域及び公園計画の変更に関するパブリック・コメントの実施結果
- 資料3 霧島屋久国立公園(屋久島地域)の公園区域及び公園計画の変更に関するパブリック・コメントの実施結果
- 資料4 三河湾国定公園の公園計画の変更に関するパブリック・コメントの

実施結果

資料5 その他に関するパブリック・コメントの実施結果

吉野熊野国立公園の公園計画の変更に関するパブリック・コメントの実施結果

番号	ご意見	件数	対応方針
利用調整地区の指定に関するご意見			
1	調整区域設定は当然です。もっと早くやるべきでした。もっと強い規制でもしかるべきです。	1	大台ヶ原では様々な要因により森林の衰退が進んでいますが、相対的に良好な自然が残されている西大台地区について利用調整地区を指定するものです。ご指摘のとおり早い段階での指定を行うべく、これまで地元との調整や専門家を交えた検討を重ねてきました。関係者により構成される利用適正化協議会を計4回開催し、本年7月、利用適正化計画の案をとりまとめたところです。自然環境への負荷を軽減し、質の高い利用を図るため、立入り人数の上限や一定のルールを定める予定です。指定後の速やかな運用実施に向け準備、調整を進めていきます。
2	森を守るための入山規制は必要だと思います。ただ実際にどういう規制になるかが資料だけではわかりませんでした。	1	具体的な規制内容(認定の基準)については、利用適正化協議会においてとりまとめた利用適正化計画に基づいて、別途パブリックコメント等を実施します。

山陰海岸国立公園の公園区域及び公園計画に関するパブリック・コメントの実施結果

番号	ご意見	件数	対応方針
保護規制計画に関するご意見			
1	山陰海岸の風景を長年見てきました。海岸沿いの風景を保護するための規制の強化に賛成します。	1	ご賛同いただいたことを念頭におき、適切な公園の管理等に取り組んでまいります。
2	浦富海岸は陸域の海岸の遊歩道だけでなく、遊覧船で島巡りもできる場所です。鴨ヶ磯海岸、菜種五島、山陰松島などの島なみや海の生き物も含めて保護しなければならない。地形は岬などの先端部が大事です。	1	ご賛同いただいたことを念頭におき、適切に取り組んでまいります。また、浦富海岸の適切な保護が図られるよう、今後も業務に取り組んでいきたいと思っております。なお、鴨ヶ磯周辺は、昭和38年に特別保護地区として指定され、鴨ヶ磯から菜種島にかけては昭和46年に海中公園地区に指定されました。海中公園における海の生き物や周辺の島々を含め今後も保護に努めてまいります。
3	特別保護地区から第二種特別地域への格下げについてそれ自体には異論は無いが、自然的条件の変化なのか、社会的条件の変化なのか、そもそも特別保護地区に指定したこと自体が不適切であることが判明したのか、その理由を詳細に記述することが望ましいと考える。	1	当該地では、指定当初は、特別保護地区としての優れた砂丘景観を有していましたが、現況は林になっており砂丘と一体となった景観ではなくなったこと、および、道路による分断により特別保護地区として一体的に保護することが難しくなったため、第二種特別地域へ振り替えるものです。なお、ご意見をご参考にパブリック・コメントにおける分かりやすい情報提供に努めてまいります。

霧島屋久国立公園(屋久島地域)の公園区域及び公園計画の変更に関するパブリック・コメントの実施結果

番号	ご意見	件数	対応方針
1	口永良部島の区域編入は賛成です。		ご賛同いただいたことを念頭におき、適切な公園の管理等に取り組んでまいります。

三河湾国定公園の公園計画の変更に関するパブリック・コメントの実施結果

番号	ご 意 見	件数	対 応 方 針
1	施設の建設は許可するべきではありません。	1	<p>今回の変更は、遠望峰山地区から展望する三河湾の風景及び当該地の自然とふれあい、公園を利用される方々に当該地の自然への理解を深めていただくための宿舎及び休憩所を利用施設計画に追加するものです。なお、宿舎については既存の施設を公園計画に基づく施設として位置付けるものであり、新たに施設が建設されるものではありません。また、休憩所については、老朽化している展望台の跡地を利用するもので、建設にあたっては公園の保護に支障がないよう整備します。</p>

パブリック・コメントの実施結果(その他)

番号	ご意見	件数	対応方針
全公園に関するご意見			
	<p>道路後追い政策(行政)はやめてください。公園指定はずっと前です。後から道路を作って分断されたから解除するというのは本末転倒です。分断されても断固として公園としての管理を続行すべきです。何のために指定したのでしょうか。今後は分断されないようにするのが担当者の役目です。</p>		<p>土地所有形態及び土地利用目的が様々である日本の自然公園においては、自然環境及び社会環境の変化に対応し、自然環境の保全及び開発計画との調整を図りながら公園の管理を行う必要があります。自然・社会状況の変化との調整を図り、公園の質を維持・向上するよう努めてまいります。</p>